

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	廃棄物の不適正処理の温床となっている産業廃棄物の保管が行われている場所を把握し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。
内容	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。
関連条項	第12条第3項及び第4項、第12条の2第3項及び第4項
必要性	現在、産業廃棄物の不法投棄の約半数は排出事業者によるものとなっている。また、排出事業者が自ら行う処理については都道府県知事の許可等の事前手続が不要となっており、都道府県知事が当該産業廃棄物の保管場所を把握することができないことから、不適正保管が大規模な事案となるまで発覚しにくく、生活環境保全上の支障を未然に防止できないばかりか支障の拡大を招いている。これらの未然防止を確実にするため、事業者が産業廃棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を行政が事前に把握することが必要である。
費用	
遵守費用	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。
行政費用	都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。
その他の費用	特になし。
便益	不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。

想定される代替案		
代替案①	行政のパトロール強化によって廃棄物の保管場所を把握する。	
	費用	
	遵守費用	特になし。
	行政費用	産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。
	その他の費用	特になし。
便益		産業廃棄物の保管場所が把握できる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

産業廃棄物の不法投棄の半数を占める排出事業者による不法投棄について把握する方法としては、行政側がパトロールを行うことにより保管場所を把握し又は不適正保管化した後に住民の通報により把握するしかなく、支障の拡大を招いている。そのような不適正保管化した事案の支障の除去に対し膨大な公費を投入している現状から考えると、事前に産業廃棄物の保管場所を把握する仕組みを構築することが不可欠であるが、行政コストの上でも、また、保管場所を確実に把握する上でも、行政側のパトロールの強化で対応するよりも、産業廃棄物の保管に対し届出を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「排出事業者が自ら廃棄物を保管する場合、現行法では都道府県等は網羅的に把握することができず、外観上不適正な状態が発覚してから事後的対応をとることとなる。不適正な状態の拡大を防止するには、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにすることが必要であり、排出事業者自らが排出事業所の外部に搬出して保管するなどの場合には、届出制等を設けてその保管場所をあらかじめ都道府県等が把握するべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出																		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp																		
評価実施時期	平成22年2月16日																		
規制の目的、内容及び必要性等	廃棄物の不適正処理の温床となっている産業廃棄物の保管が行われている場所を把握し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図るため、排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。																		
	関連条項	第12条第3項及び第4項、第12条の2第3項及び第4項																	
想定される代替案	代替案① 行政のパトロールによって廃棄物の保管場所を把握する。																		
	代替案②																		
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案①の場合</th> <th>代替案②の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。</td> <td>特になし。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。</td> <td>産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>特になし。</td> <td>特になし。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合	(遵守費用)	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。	特になし。		(行政費用)	都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。	産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。		(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合																
(遵守費用)	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。	特になし。																	
(行政費用)	都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。	産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。																	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。																	
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案①の場合</th> <th>代替案②の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。</td> <td>産業廃棄物の保管場所が把握できる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合		不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。	産業廃棄物の保管場所が把握できる。									
	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合																
	不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。	産業廃棄物の保管場所が把握できる。																	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	産業廃棄物の不法投棄の半数を占める排出事業者による不法投棄を未然に防止するためには、産業廃棄物の保管場所を把握することが極めて効果的であるが、現在は行政側がパトロールを行うことにより又は不適正保管化した後に住民の通報により把握するしかなく、支障の拡大を招いている。そのような不適正保管化した事案の支障の除去に対し膨大な公費を投入している現状から考えると、行政コスト、社会的コストの上でも、保管の届出を義務付けることが適当である。																		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において、「排出事業者が自ら廃棄物を保管する場合、現行法では都道府県等は網羅的に把握することができず、外観上不適正な状態が発覚してから事後的対応をとることとなる。不適正な状態の拡大を防止するには、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにすることが必要であり、排出事業者自らが排出事業所の外部に搬出して保管するなどの場合には、届出制等を設けてその保管場所をあらかじめ都道府県等が把握するべきである。」とされている。																		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。																		
備考																			